

第 25 回岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和 5 年 3 月 6 日 (月)

1 発生状況について

資料 1

2 岐阜県の対応について

資料 2

【配布資料】

資料 1 岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について (R5.3.3 公表時点)

資料 2 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会 (第 55 回) 対策本部本部員会議 (第 67 回)

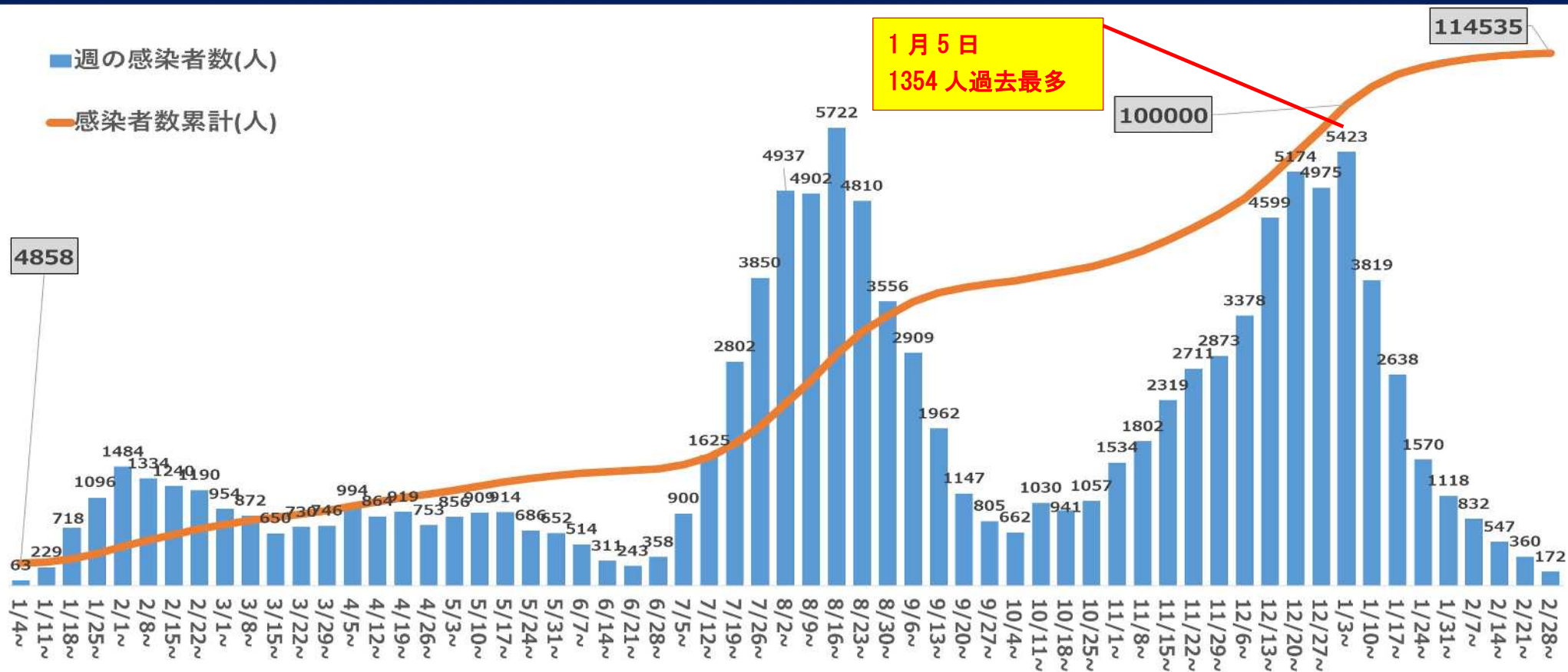
岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について（R5. 3. 3 公表時点）

1 感染者数推移（週計）

- ・ 累計114,535人の感染者が発生。（9/27以降は、岐阜県が公表した「県内居住地別陽性者数」のうち、居住地が岐阜市である陽性者数）
- ・ 一週間の人口10万人あたりの感染者数は、2/25～3/3の一週間において78.50人となった。

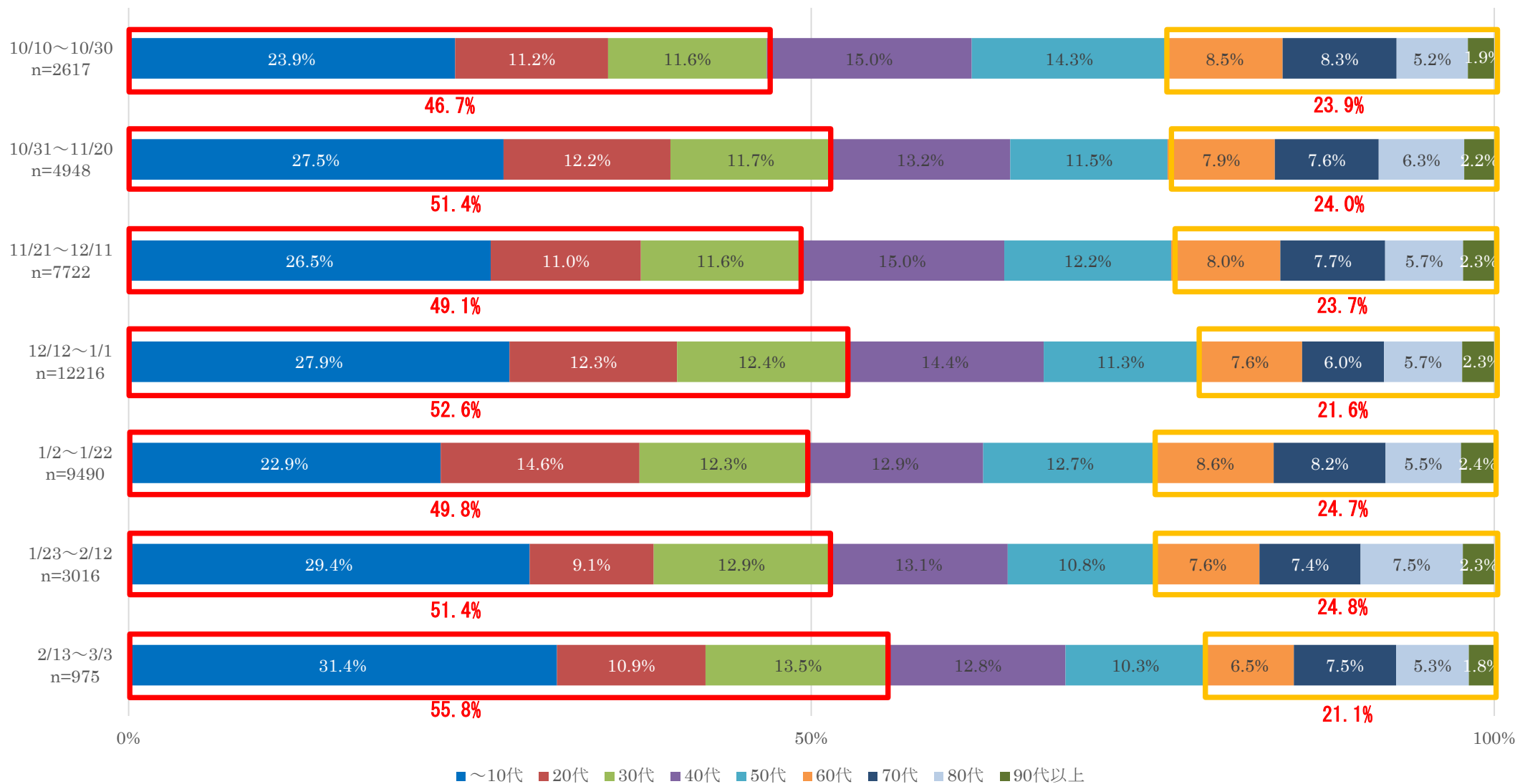
参考（2/25～3/3での比較） 全国：65.96人 岐阜県：107.09人 愛知県：64.81人（厚生労働省公表資料より算出）

一週間あたりの新規感染者数の推移（R4.1.4～）



2 年代別割合の比較（令和 4 年 10 月 10 日以降）

・30代以下が55.8%、60代以上が21.1%となっている。



※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合があります。

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第 5 5 回）
対策本部本部員会議（第 6 7 回）

日 時：令和 5 年 3 月 3 日（金）

1 5 : 3 0 ~

場 所：県庁 6 階 特別会議室

- 1 感染状況 資料 1

- 2 レベル判断 資料 2

- 3 県の対策（案）
第 8 波の確実な終息を目指して 資料 3

**岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第55回） 対策本部本部員会議（第67回） 出席者名簿**

日時：令和5年3月3日（金）15：30～
場所：岐阜県庁6階 特別会議室

1 市町村

市名	氏名等	備考
岐阜市	中村 こず枝 <small>保健衛生部長 保健医</small>	T V
大垣市	石田 仁 市長	T V
高山市	西倉 良介 副市長	T V
多治見市	古川 雅典 市長	T V
関市	尾関 健治 市長	T V
中津川市	木村 研一 理事	T V
美濃市	武藤 鉄弘 市長	T V
瑞浪市	小木曾 昌弘 <small>まちづくり推進部長</small>	T V
羽島市	松井 聡 市長	T V
恵那市	小坂 喬峰 市長	T V
美濃加茂市	藤井 浩人 市長	T V
土岐市	加藤 淳司 市長	T V
各務原市	浅野 健司 市長	T V
可児市	富田 成輝 市長	T V
山県市	林 宏優 市長	T V
瑞穂市	森 和之 市長	T V
飛騨市	都竹 淳也 市長	T V
本巣市	藤原 勉 市長	T V
郡上市	日置 敏明 市長	T V
下呂市	山内 登 市長	T V
海津市	近藤 康成 <small>健康福祉部長</small>	T V

町村名	氏名等	備考
岐南町	小関 久志 <small>総務部長</small>	T V
笠松町	平岩 敬康 <small>住民福祉部長</small>	T V
養老町	川地 憲元 町長	T V
垂井町	早野 博文 町長	T V
関ヶ原町	西脇 康世 町長	T V
神戸町	藤井 弘之 町長	T V
輪之内町	木野 隆之 町長	T V
安八町	堀 正 町長	T V
揖斐川町	長屋 憲幸 副町長	T V
大野町	宇佐美 晃三 町長	T V
池田町	岡崎 和夫 町長	T V
北方町	白井 誠 <small>総務危機管理課長</small>	T V
坂祝町	柴山 佳也 町長	T V
富加町	板津 徳次 町長	T V
川辺町	佐藤 光宏 町長	T V
七宗町	加納 福明 町長	T V
八百津町	金子 政則 町長	T V
白川町	安江 章 副町長	T V
東白川村	今井 明德 <small>総務課長</small>	T V
御嵩町	渡邊 公夫 町長	T V
白川村	板谷 孝明 副村長	T V

2 各種団体

団体名	氏名等
岐阜県医師会	伊在井 みどり 会長
岐阜県歯科医師会	中村 雅彦 常務理事
岐阜県薬剤師会	有川 幸孝 専務理事
岐阜県病院協会	松波 英寿 会長
岐阜県看護協会	青木 京子 会長
岐阜県観光連盟	服部 敬 常務理事
岐阜県商工会議所連合会	村瀬 幸雄 会長

団体名	氏名等
岐阜県商工会連合会	野原 茂基 専務理事
岐阜県中小企業団体中央会	傍島 茂夫 会長
岐阜県商店街振興組合連合会	日比野 豊 理事長
岐阜県農業協同組合中央会	川村 規明生 参事
大垣銀行協会	竹中 哲夫 公務金融部長
日本政策金融公庫 岐阜支店	瀨瀬 和人 支店長
岐阜労働局	大前 博彦 労働保険徴収室長

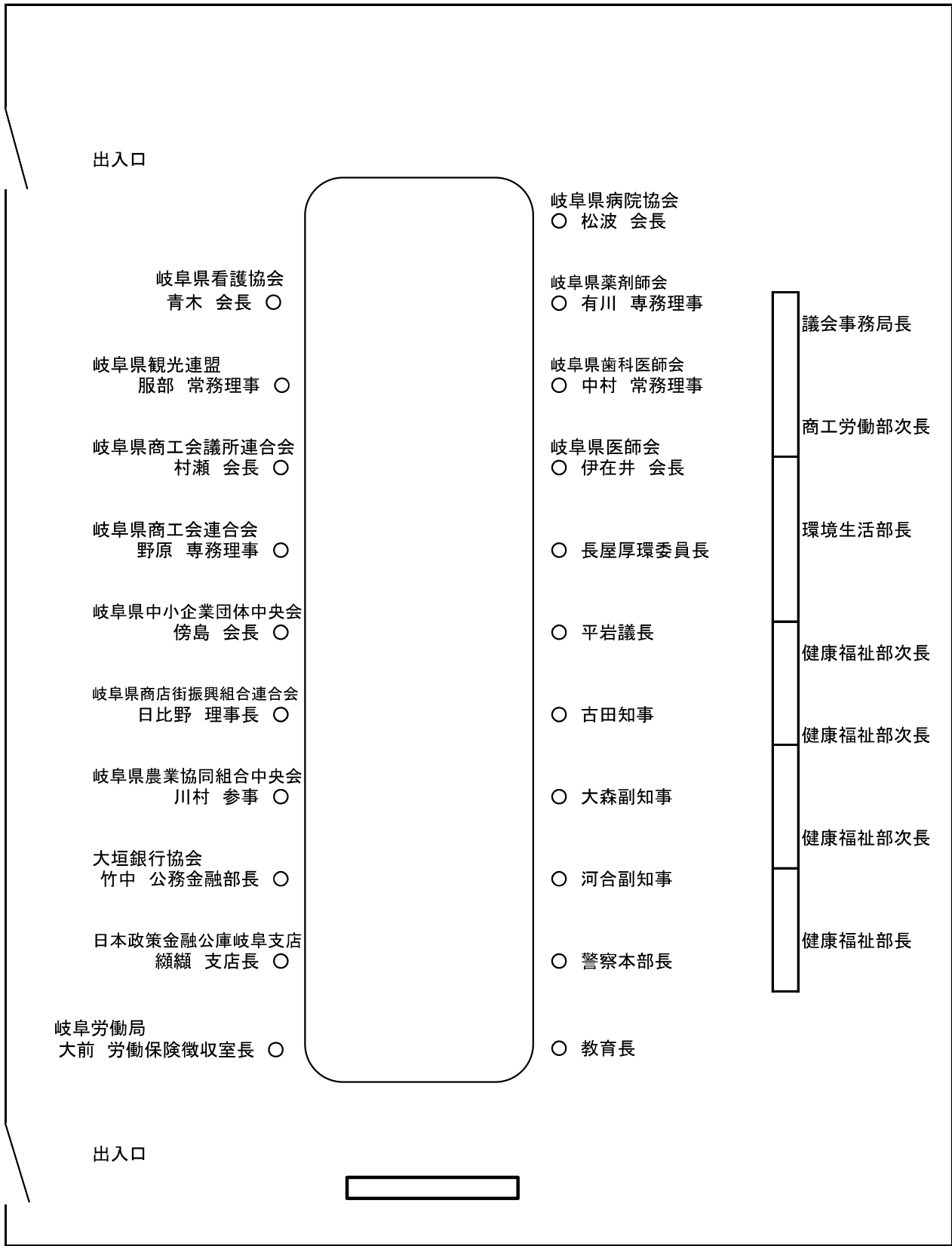
3 県

	氏名
知事	古田 肇
議長	平岩 正光
厚生環境委員会委員長	長屋 光征
副知事	大森 康宏
副知事	河合 孝憲
警察本部長	加藤 伸宏
教育長	堀 貴雄
会計管理者	北川 幹根
秘書広報統括監	高橋 洋子
総務部長	尾鼻 智
清流の国推進部長	長尾 安博
デジタル推進局長	市橋 貴仁
危機管理部長	内木 禎
環境生活部長	渡辺 正信
県民文化局長	籠橋 智基

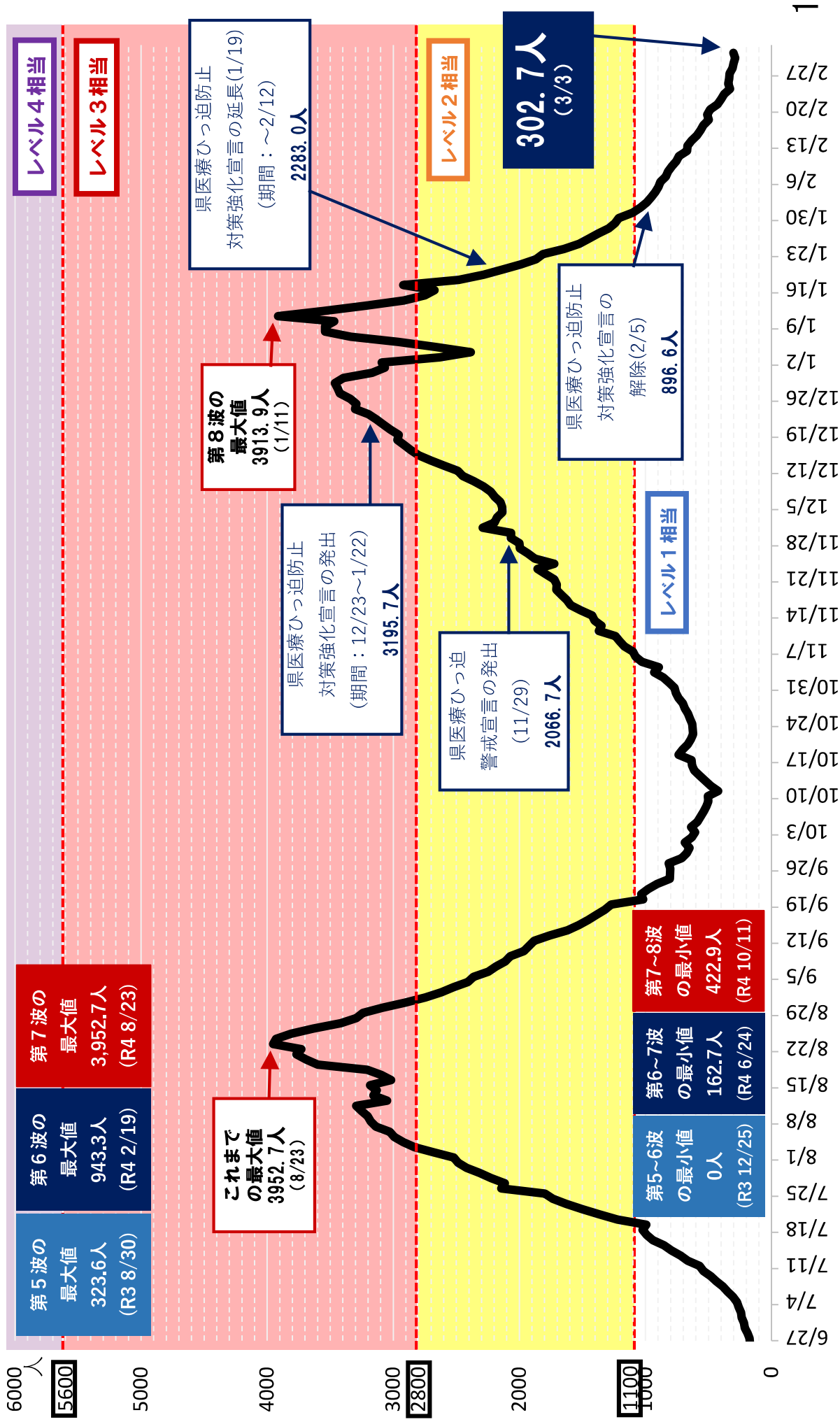
	氏名
健康福祉部長	堀 裕行
子ども・女性局長	村田 嘉子
商工労働部次長	富田 剛
観光国際局長	丸山 淳
農政部長	雨宮 功治
林政部長	高井 峰好
県土整備部長	大野 真義
都市建築部長	野崎 眞司
都市公園整備局長	舟久保 敏
議会事務局長	山口 義樹
人事委員会事務局長	田中 誠司
監査委員事務局長	大脇 哲也
労働委員会事務局長	樋口 博久
健康福祉部次長	渡辺 幸司

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会(第55回) 対策本部本部員会議(第67回) 配席図

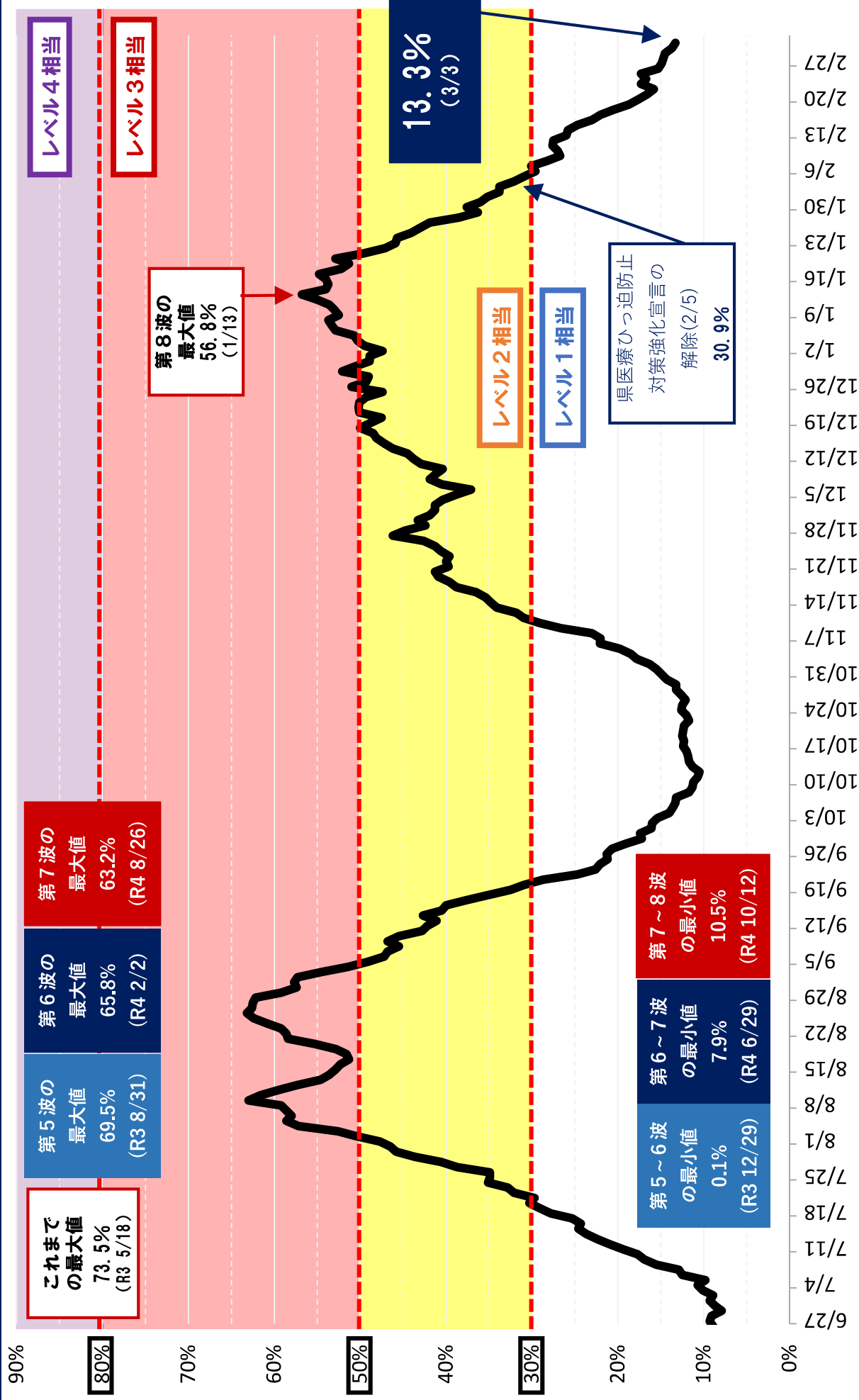
令和5年3月3日(金)15:30~
6階特別会議室



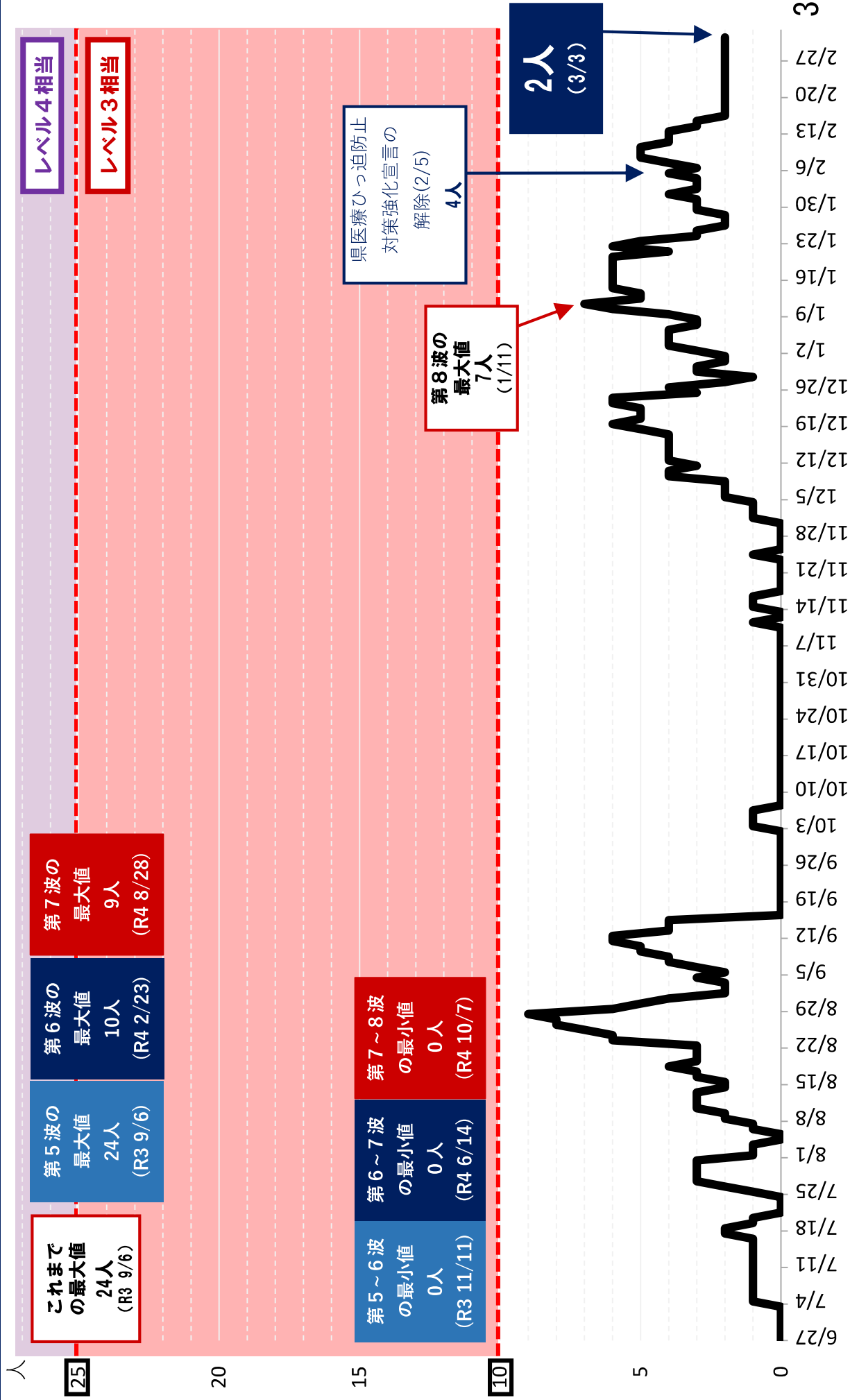
1日あたり新規陽性者数（1週間平均）の推移



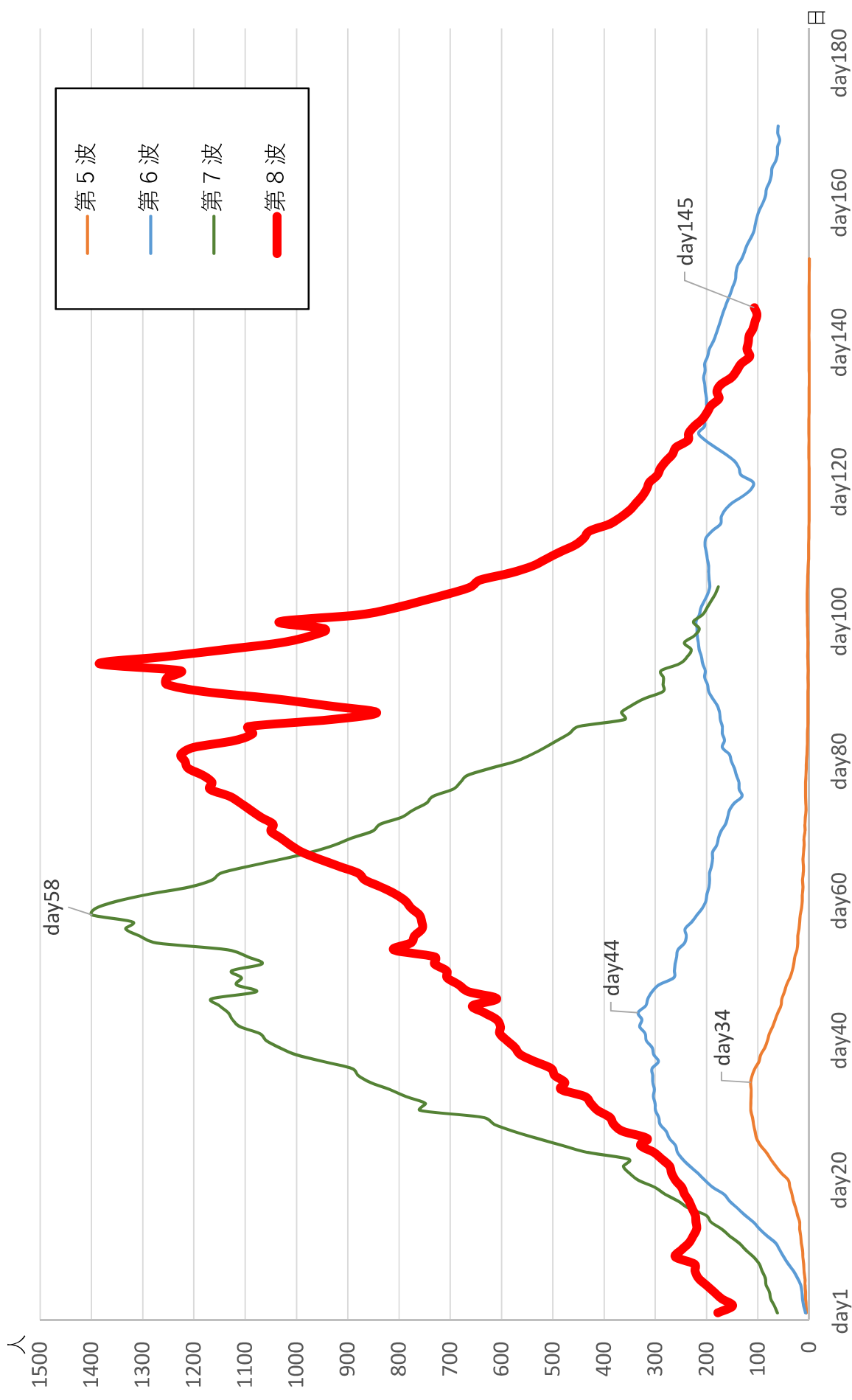
県の病床使用率の推移



重症者数の推移



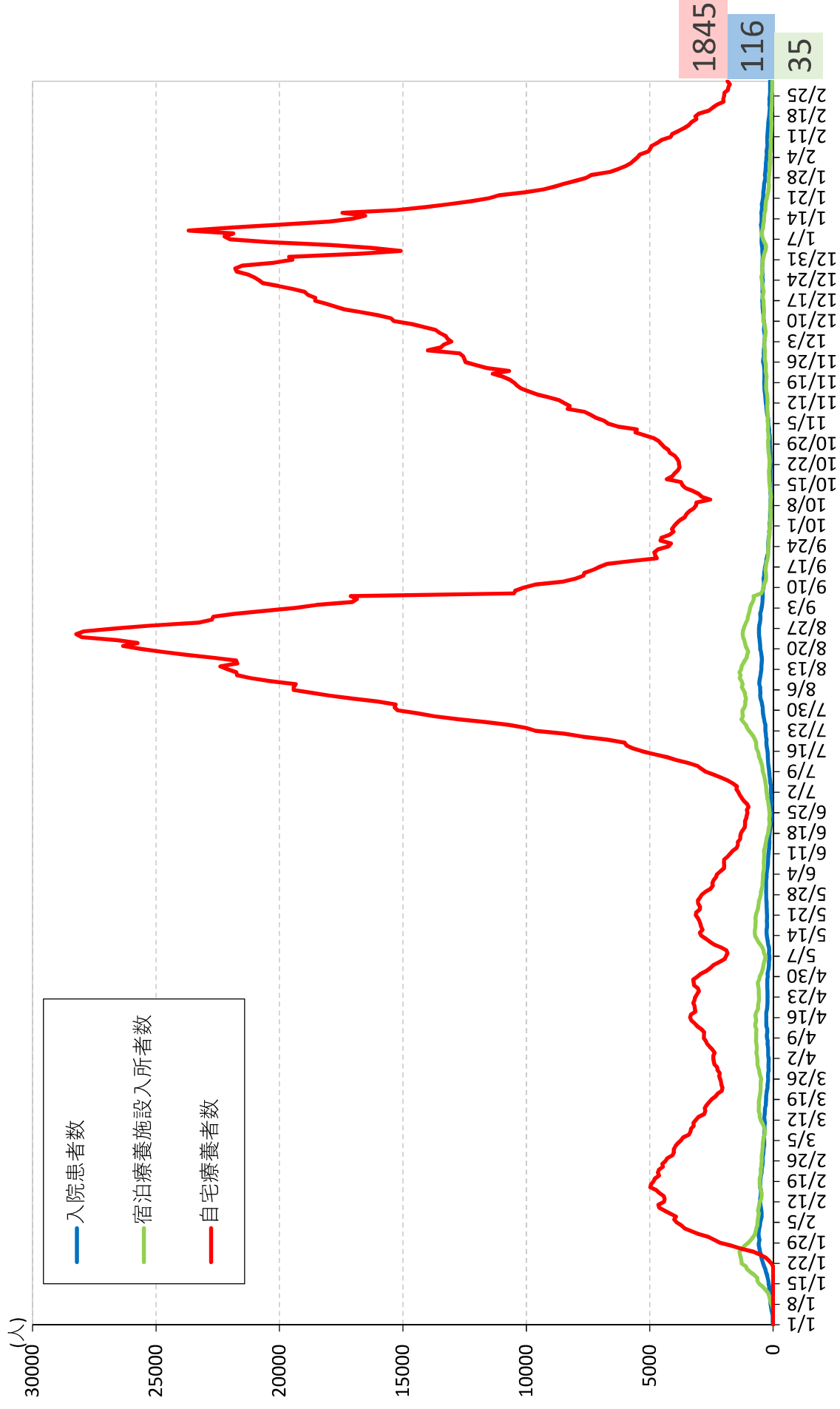
波毎の比較 (新規陽性者数 (10万人対、7日間移動合計))



※各波において、新規陽性者数 (10万人対、7日間移動合計) が初めて5人を上回った日をday1として整理 (ただし、第7波以降は波の初日をday1とする)

療養者数の推移

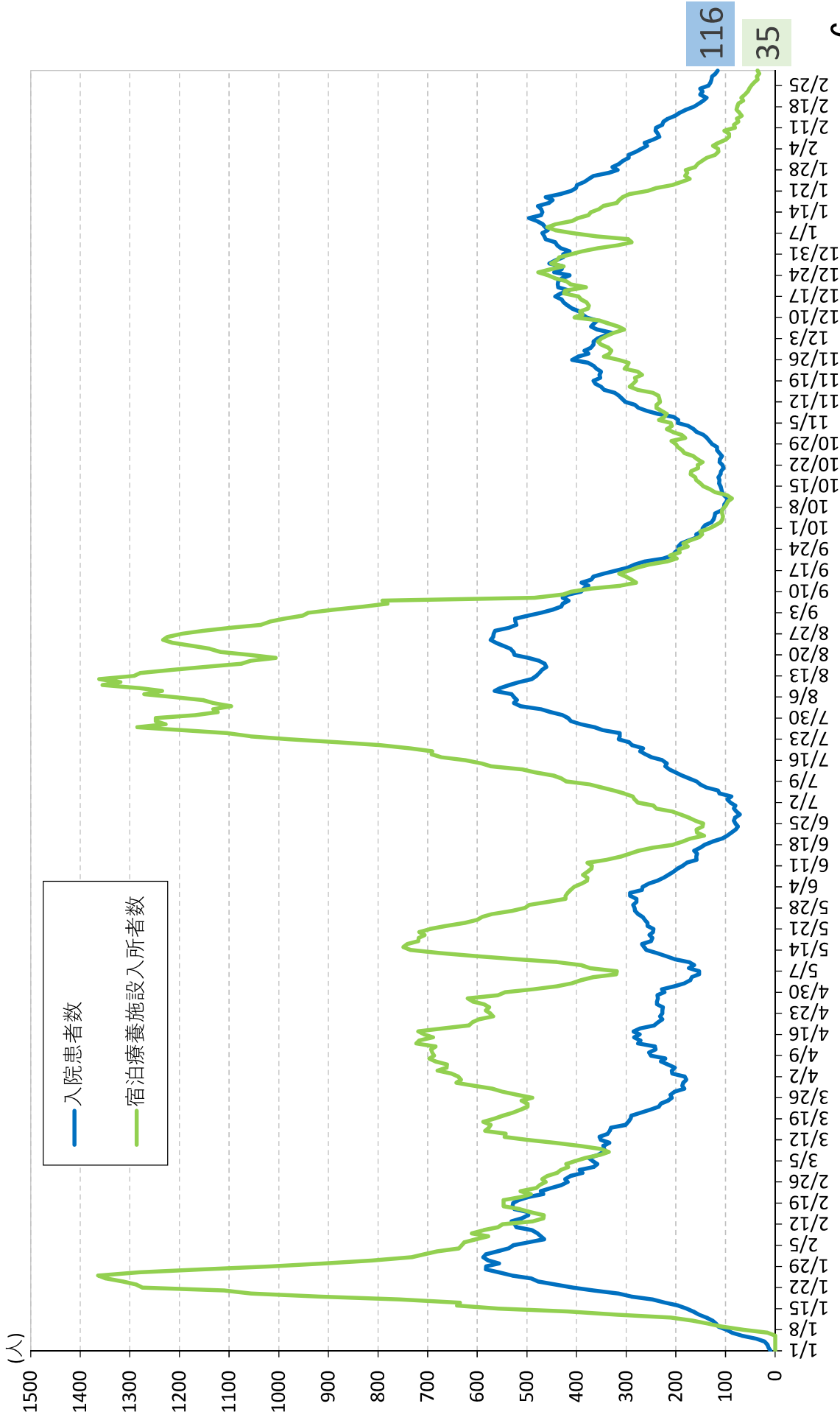
3月2日時点



※自宅療養者数は、「発生届対象者分」 + 「発生届対象外者分の推計」を使用

入院患者数、宿泊療養施設入所者数の推移

3月2日時点



市町村別の感染状況(3月2日公表分まで)

※ 順位：陽性者数・人口10万対の多い順
 ※ 人口：総務省統計局「令和2年国勢調査 人口等基本集計」(R2.10.1時点)
 ※ この資料のデータは、各医療機関がハーススに入力した個別陽性者毎のデータを使用(国公表数とは一致しない)

※ **■** は、直近一週間の陽性者数または人口10万対が上位5位の市町村

市町村	人口	陽性者数					
		直近一週間(2/24~3/2)				第8波以降	累計
		陽性者数	順位	人口10万対	順位		
岐阜市	402,557人	296人	1	73.53	31	48,899人	113,834人
大垣市	158,286人	167人	2	105.51	18	19,282人	43,286人
高山市	84,419人	124人	5	146.89	7	11,218人	21,658人
多治見市	106,732人	91人	8	85.26	26	12,598人	27,727人
関市	85,283人	113人	7	132.50	11	10,468人	22,656人
中津川市	76,570人	115人	6	150.19	6	9,467人	17,956人
美濃市	19,247人	22人	23	114.30	15	2,173人	4,508人
瑞浪市	37,150人	46人	15	123.82	13	4,137人	9,448人
羽島市	65,649人	59人	11	89.87	23	7,624人	18,043人
恵那市	47,774人	69人	10	144.43	9	5,988人	10,998人
美濃加茂市	56,689人	83人	9	146.41	8	7,235人	18,323人
土岐市	55,348人	46人	15	83.11	27	5,936人	14,270人
各務原市	144,521人	135人	4	93.41	21	18,854人	41,186人
可児市	99,968人	138人	3	138.04	10	11,458人	28,559人
山県市	25,280人	15人	28	59.34	37	2,744人	6,478人
瑞穂市	56,388人	41人	17	72.71	32	7,430人	17,139人
飛騨市	22,538人	56人	12	248.47	1	3,131人	4,925人
本巣市	32,928人	22人	23	66.81	35	4,122人	9,078人
郡上市	38,997人	29人	19	74.36	30	4,496人	9,497人
下呂市	30,428人	47人	14	154.46	5	4,141人	7,170人
海津市	32,735人	32人	18	97.75	20	3,415人	7,668人
岐南町	25,881人	23人	22	88.87	24	3,590人	8,664人
笠松町	22,208人	27人	21	121.58	14	2,945人	6,475人
養老町	26,882人	54人	13	200.88	2	3,054人	6,830人
垂井町	26,402人	14人	29	53.03	39	2,810人	6,260人
関ヶ原町	6,610人	5人	38	75.64	29	647人	1,340人
神戸町	18,585人	13人	30	69.95	33	2,110人	4,873人
輪之内町	9,654人	11人	33	113.94	16	999人	2,440人
安八町	14,355人	13人	30	90.56	22	1,814人	3,792人
揖斐川町	19,529人	9人	34	46.09	40	2,138人	4,614人
大野町	22,041人	29人	19	131.57	12	2,692人	5,828人
池田町	23,360人	18人	26	77.05	28	3,011人	6,355人
北方町	18,139人	8人	35	44.10	41	2,231人	5,213人
坂祝町	8,071人	7人	36	86.73	25	918人	2,386人
富加町	5,626人	6人	37	106.65	17	711人	1,720人
川辺町	9,860人	19人	25	192.70	3	1,399人	2,527人
七宗町	3,402人	1人	41	29.39	42	292人	587人
八百津町	10,195人	16人	27	156.94	4	1,226人	2,418人
白川町	7,412人	4人	39	53.97	38	726人	1,311人
東白川村	2,016人	2人	40	99.21	19	154人	357人
御嵩町	17,516人	12人	32	68.51	34	1,999人	4,233人
白川村	1,511人	1人	41	66.18	36	170人	316人
県外その他						0人	2,838人

本県のレベル判断基準

下記に示した指標、保健医療の負荷の状況及び社会経済活動の状況に関する事象を勘案して総合的に判断する。

レベル		指標		事象
1	感染 小康期	病床使用率	30%未満	【保健医療の負荷の状況】 ・ 外来医療・入院医療ともに負荷は小さい。
		1日あたり 新規陽性者数 (1週間平均)	1,100人 未満	
2	感染 警戒期	病床使用率	30%	【保健医療の負荷の状況】 ・ 診療・検査医療機関（発熱外来）の患者数が急増し負荷が高まり始める。 ・ 救急外来の受診者数が増加。 ・ 医療従事者の欠勤者数が上昇傾向。 【社会経済活動の状況】 ・ 職場の欠勤者が増加し、業務継続に支障を生じる事業者が出始める。
		1日あたり 新規陽性者数 (1週間平均)	1,100人	
3	医療負荷 増大期	病床使用率	50%	【保健医療の負荷の状況】 ・ 発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到、重症化リスクの高い者がすぐに受診できない状況が発生。 ・ 救急搬送困難事案が急増。 （県全体で7～8件/週、圏域ごとに2～3件/週） ・ 医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる。 【社会経済活動の状況】 ・ 職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生。
		重症者数	10人	
		1日あたり 新規陽性者数 (1週間平均)	2,800人	
4	医療機能 不全期	病床使用率	80%	【保健医療の負荷の状況】 ・ 膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般外来にも患者が殺到。 ・ 救急車を要請されても対応できない状況が発生。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態。 ・ 多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫。 ・ 入院できずに自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生。 【社会経済活動の状況】 ・ 職場の欠勤者数が膨大になり社会インフラの維持に支障が生じる。
		重症者数	25人	
		1日あたり 新規陽性者数 (1週間平均)	5,600人	

レベル判断基準における現在の状況

1 指標の状況

	医療ひっ迫防止対策 強化宣言解除時	1 週前	直近 集計時
	2/3	2/24	3/3
病床使用率	33.8%	16.7%	13.3%
重症者数	3	2	2
1日あたり 新規陽性者数 (1週間平均)	954.6	329.1	302.7

2 事象（保健医療の負荷）の状況

	医療ひっ迫防止対策 強化宣言解除時	1 週前	直近 集計時
	1/27	2/17	2/24
医療機関における 1日あたり検査件数 (1週間平均)	2,697	2,215	1,954
県内消防本部における 搬送困難事案件数 (週計)	1/29	2/19	2/26
	全県 19 岐阜 13 西濃 0 中濃 1 東濃 5 飛騨 0	全県 24 岐阜 3 西濃 0 中濃 0 東濃 21 飛騨 0	全県 11 岐阜 2 西濃 0 中濃 1 東濃 8 飛騨 0
入院制限を行っている 医療機関数	2/2	2/24	3/3
	14	6	2

第8波の確実な終息を目指して

令和5年3月3日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、第8波の感染拡大を受けて、昨年12月23日に感染状況を「レベル3：医療負荷増大期」に位置づけた上で「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を発出し、「オール岐阜体制」で感染防止対策に取り組んでまいりました。

その後、感染状況に改善の兆しが見え始めたことから、2月3日には感染状況を「レベル2：感染警戒期」に変更し、「第8波の終息に向けて」を発出いたしました。

その結果、直近の一日あたりの新規陽性者数は、1週間平均で300人台となり、レベル1の水準（1,100人未満）まで改善しました。

これに伴い、病床使用率も10%台（レベル1：30%未満）まで低下し、救急搬送困難事案も一定程度減少する（24件→11件/週）など、医療負荷の状況は改善されつつあります。

以上を踏まえて、今回、本県の感染状況の判断を「レベル1：感染小康期」と見直すことといたします。

改めて、これまでの感染防止対策への皆様のご協力に感謝申し上げます。

一方、政府対策本部においては、マスク着用の考え方を見直し、3月13日から適用されることが決定されました。本県では、これを踏まえて、岐阜県におけるマスク着用の考え方を別添のとおり整理いたしました。

新型コロナウイルスの感染性、病原性は弱まったわけではありません。県民並びに県内の事業者、医療機関、市町村の皆様におかれましては、別添を参照してマスク着用について適切に対応していただくとともに、引き続き、第8波の終息を確かなものとするよう、別紙の対策を徹底していただきますようお願い申し上げます。

対策のポイント

1 県の取組み

<ワクチン接種の加速化>

- 県大規模接種会場（岐阜産業会館）を3月も継続開設
 - ・接種可能なワクチンは、ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン及び武田社（ノババックス）ワクチン
- 市町村接種や職域接種へのサポートの徹底
- あらゆる媒体を通じた広報を実施し、特にSNSやYouTubeを活用した若者向け広報を徹底（現在の流行株に対するワクチン効果と副反応データを正しく情報提供）

<医療体制の機能確保>

- 県陽性者健康フォローアップセンターの機能確保
 - ・一日の検査キットの配送 1,500個
 - ・確定診断可能人数 1,000人/日
 - ・相談対応体制の強化 1,700件/日
 - ・自宅療養をされている低リスクの軽症者のうち、診察が必要となった中学生以上の方への休日オンライン診療を実施
- 外来医療体制の確保・強化（後述「4 医療機関への要請」）

<検査体制の強化>

- 薬局などにおける無料検査（計226カ所）を3月末まで延長
- 福祉施設、児童施設及び小学校の職員への予防的検査を3月末まで延長

2 県民の皆様への要請

<感染防止対策の徹底>

- 3～5回目（オミクロン株対応）及び小児・乳幼児への速やかなワクチン接種
- 手指衛生、密回避、こまめな換気、体調不良の際はすべての行動ストップといった基本的な感染防止対策の徹底
- 学校・部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に特に注意

<体調不良時の対応>

○重症化リスクが低い方（高齢者、基礎疾患のある方、妊婦などと小学生以下の子ども以外の方）は、発熱外来を受診する前に、検査キットによるセルフチェックを行い、陽性の場合は、健康フォローアップセンターに登録（症状が重いと感じる場合には、電話相談や受診を）

○夜間や休日における体調不良の際は、まずは専門WEBサイトや電話相談窓口を利用

※WEBサイト：「救急車利用マニュアル」

<https://www.fdma.go.jp/publication/portal/post2.html>

「こどもの救急」

<http://kodomo-qq.jp/>

※電話相談窓口：岐阜県健康相談窓口 058-272-8860（24時間）

子どもの急病などの相談窓口 #8000 または 058-240-4199

○救急外来や救急車の利用は、真に必要な場合に限る

<検査の活用>

○感染者と接触があった際の早期検査

○帰省時など高齢者や基礎疾患のある方と会う際の事前検査

○福祉施設利用者が一時帰宅などで親族と過ごした後には検査を徹底

<外出、飲食、イベントにおける対応>

○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出など、感染拡大につながる行動は慎重に

○飲食店での大声や長時間の飲食回避とともに、大人数の会食への参加は慎重に

○「大声あり」のイベントの収容率上限（50％）は撤廃。全国からの参加者が想定される県主催のイベント、県有施設を活用したイベントであって、マスクを外す可能性のあるものにおける、参加者・利用者などの3回ワクチン接種歴又は陰性の検査結果の確認を廃止（市町村や民間事業者のイベントも同様）。ただし、手指消毒や換気などの基本的な感染対策を徹底

3 事業者の皆様への要請

<感染防止対策の徹底>

○ワクチン接種のための休暇の取得など、従業員やその家族が接種しやすい環境づくり

- テレワーク（在宅勤務）などの推進
- 人が集まる場所での感染対策の徹底
 - ・従業員への検査の勧奨
 - ・適切な換気
 - ・手指消毒設備の設置
 - ・入場者の整理、誘導
 - ・発熱者などの入場禁止
- 福祉施設における抗原検査キットなどを活用した集中的検査の推進
- 飲食店での十分な換気・座席間隔の確保またはパーティション設置

<業務継続体制の確保>

- 住民、取引先、顧客などに対し、一時的に業務停止する可能性があることやその際の対応について事前に周知するなど、多数の欠勤者の発生に備えた業務体制を確保

<学校入試における対応>

- 各学校において、感染防止対策のガイドラインなどに従い、入学試験会場における感染防止対策を徹底

4 医療機関への要請

<医療体制の機能確保・強化>

- 新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種に対する有効性・安全性の理解と接種の促進
- 希望する方が医療機関を受診し、その後も安心して診療を受けられるよう、診療・検査医療機関を拡充
 - ・診療・検査医療機関数
R4/11/9:808 機関→12/23:823 機関→R5/3/3:831 機関(+23 機関)
- 濃厚接触となった医療従事者が待機期間中であっても抗原定性検査を行い、医療に従事できる運用を可能な限り実施

5 市町村への要請

<ワクチン接種の加速化>

- あらゆる媒体による広報や未接種者へのダイレクトメッセージによる接種の呼びかけを行うとともに、個別接種、集団接種を加速化
とりわけ接種が進んでいない市町村は、より一層の取組みを徹底

岐阜県におけるマスク着用の考え方について

3月13日以降は、2月10日付け政府対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえつつ、マスク着用について以下のとおり適切な対応をお願いします。

なお、県職員、県のイベントについても、以下の考えを基本に対応します。

1 基本的な考え方

- マスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。
- マスクには、自身の感染を防御し、自身のウイルスを他人にうつさない効果があることを踏まえ、着用が効果的な以下の場面では、マスク着用を推奨する。
 - ・ 医療機関受診時
 - ・ 高齢者など重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関、高齢者施設、障がい者施設への訪問時
 - ・ 高齢者など重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関、高齢者施設、障がい者施設の従事者の勤務中
 - ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（当面の取扱）
※概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
 - ・ 新型コロナ流行期に重症化リスクの高い方（65歳以上の方、基礎疾患のある方、妊婦など）が混雑した場所に行く時
- 上記にかかわらず、以下に該当する場合は外出を控え、やむを得ず外出する際にはマスクを着用する。
 - ・ 症状（鼻水、鼻づまり、のどの痛み、咳、発熱、倦怠感、頭痛、下痢）がある場合
 - ・ 無症状でも新型コロナの検査で陽性の場合
 - ・ 無症状でも同居家族に陽性者がいる場合
- 症状がある方が、家族と接する時（特に家庭内に重症化リスクの高い方がいる場合）はマスクを着用する。

2 事業者における対応

- 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- 事業者は、政府決定の方針に沿って各業界団体が見直しを行う「業種別ガイドライン」を遵守する。

3 学校における対応（4月1日から適用）

- 学校教育活動においては、様々な事情によりマスクの着用を希望する児童生徒、希望しない児童生徒の双方に配慮する。
 - ・ 感染状況などに応じてマスク着用を促す場合も、児童生徒や保護者などの主体的な判断を尊重
 - ・ 4月1日以前に実施される卒業式においては、2月10日付け文部科学省通知を踏まえつつ、距離の確保(2m程度)ができない状態で声を出す場合は、マスクの着用を求めるなど、各学校の状況に応じて適切に判断

4 その他

- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する。マスクの着用を求める場合には、今一度マスクの効用について、正しい情報提供に努める。

3月13日(月)～

新型コロナウイルス感染症

第8波終息へ

- 新規感染者数は減少傾向が続き、県内の病床使用率は10%台まで減少し、救急搬送困難事案も一定程度減少するなど医療負荷の状況が改善されつつあることから、岐阜県は現在の状況を「**レベル1：感染小康期**」に見直すこととされました。
- また、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行するのに先立ち、政府において、**3月13日以降のマスク着用は、個人の判断を尊重する方針**に改められることが決定し、これを踏まえ**岐阜県におけるマスク着用の考え方**が示されました。
- しかしながら、新型コロナウイルスの感染性、病原性は弱まったわけではありません。皆様におかれましては、マスク着用について適切に対応していただくとともに、そのほかの基本的な感染防止対策についても引き続き実践していただきますようお願いいたします。

令和5年3月6日 岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様へ

- 引き続き基本的な感染防止対策「手指衛生」、「密回避」、「こまめな換気」をお願いします。
- マスク着用は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねられますが、以下の場面では、マスク着用を推奨します。
 - 医療機関受診時
 - 高齢者など重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関、高齢者施設、障がい者施設への訪問時
 - 通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車する時
※おおむね全員の着席が可能であるもの（新幹線、高速バスなど）を除く。
 - 感染流行期に重症化リスクの高い方（65歳以上の方、基礎疾患のある方、妊婦など）が混雑した場所に行く時
- また、以下の場合は、外出を控え、やむを得ず外出する際にはマスク着用をお願いします。
 - 症状（鼻水、鼻づまり、のどの痛み、咳、発熱、倦怠感、頭痛、下痢）がある場合
 - 無症状でも検査で陽性の場合や、同居家族に陽性者がいる場合
- 症状がある方が、家族と接する時は、マスク着用をお願いします。
- ワクチン接種は、有効な感染対策の一つです。希望される方は、速やかな接種をご検討ください。
※4月以降のワクチン接種の詳細については、現在国において検討されております。

事業者の皆様へ

- マスク着用について、感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。